

## 社会福祉法人県西福社会 権利擁護委員会設置要綱

### (委員会の目的)

第1条 社会福祉法人県西福社会(以下「法人」という)権利擁護委員会(以下「委員会」という)は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう委員会を開催し、虐待の防止並びに人権の擁護に努めることを目的とする。

### (委員・委員長)

第2条 委員は法人が定めるものとする。

- 2 委員には各事業所の虐待防止責任者(サービス管理責任者)を加えることとする。
- 3 委員長は委員のうち障害福祉サービス事業所の管理者を一名選出する。
- 4 委員には苦情受付担当を臨時委員として加えることができる。

### (委員会の開催)

第3条 委員会は年1回以上開催し内容を記録する。

- 2 法人内において虐待事案等が発生した場合には、委員長が招集し臨時委員会を開催する。
- 3 委員会が開催される時、身体拘束等の適正化のための対策について検討し内容を記録する。

### (委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- (1)「人権チェック」を職員に実施し、その結果を職員に周知する。
- (2)前号の実施した調査の結果、虐待や人権侵害のおそれがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- (3)権利擁護研修(虐待防止に係る研修を含む)を原則年1回および職員採用時に実施する。
- (4)成年後見制度利用の状況を把握し、利用促進に向けた支援を行う。
- (5)苦情や事故等の問題が虐待や人権侵害につながる恐れがある場合には、委員会においても問題解決や対応方法について検討する。
- (6)身体拘束ゼロに向けた取り組みを行うとともに、身体拘束の状況を職員に周知する。

### (委員会・委員の責務)

第5条 委員会は、虐待や人権侵害が起こらないよう事前の措置として、職員の権利擁護意識の向上や知識を周知し、虐待や人権侵害のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より社会福祉法に関する法律や障害者の権利条約等の知識の習得に努める。
- 3 委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待や人権侵害につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは虐待防止責任者に報告を行う。
- 4 委員会は、虐待や人権侵害のおそれのある事案が発生した場合は、各部署と連携をとり、協同で会議を開催する等、虐待防止・人権擁護の対応・対策及び改善をはかる。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。